**平成２５年（フ）第１０３４号**
広島市南区上東雲町32番19―402号
債務者　望月　泰子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１０５８号**
広島県安芸郡熊野町萩原４丁目５番56号
債務者　後工田幸子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１０７０号**
広島県安芸郡海田町窪町２番10―603号
債務者　田中久美子（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２２５号**
愛媛県松山市余戸東５丁目３番26号
債務者　白石　　健
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２３６号**
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1467番地12
債務者　羽野　章子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第２３７号**
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1467番地12
債務者　羽野　聡美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第２３８号**
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1467番地12
債務者　羽野　正史
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第７２号**
大分県中津市大字金手30　レオパレスセフィーロ111号、住民票上の住所宮崎県延岡市平原町１丁目1000番地　山崎コーポ406
債務者　若松　勇輔
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２５年（フ）第２６号**
沖縄県石垣市字石垣267番地３
債務者　識名　安彦
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２５年（フ）第１３５号**
宮城県大崎市古川北町４丁目２番22号　メゾン高須106号
債務者　高田　将太
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２５年（フ）第１３６号**
宮城県大崎市鹿島台木間塚字小谷地126番地５
債務者　千葉眞由美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２５年（フ）第２６号**
石川県七尾市古府町三ヶ塚４番地３　市営古府住宅１号棟６号
債務者　梅田　洋一
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２５年（フ）第２２１号**
長野県松本市梓川倭396番地１　モルティ・カミジマＣ203号室
債務者　上坂　秀典
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２５年（フ）第１３８号**
広島県呉市宮原７丁目３番37号201号室、住民票上の住所長崎県佐世保市広田４丁目10番７―304号
債務者　中尾　尚道
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２５年（フ）第１４６号**
広島県呉市和庄２丁目９番２号
債務者　中島設備設計こと　中島　邦雄
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２５年（フ）第１４７号**
広島県呉市和庄２丁目９番２号
債務者　中島　圭子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２５年（フ）第１５５号**
広島県呉市西鹿田２丁目10番２号
債務者　中能　洋子（旧姓上郷）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２５年（フ）第２３号**
大分県豊後大野市三重町赤嶺933番地
債務者　三重野めぐみ（旧姓三代）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
大分地方裁判所竹田支部